## 議案第106号

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別 紙のように定めるものとする。

令和2年11月27日提出

大口町長 鈴木雅博

## (提案理由)

この案を提出するのは、大口町社本育英事業特別会計を廃止し、新たに大口町次世代育成事業特別会計を設置することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例(昭和57年大口町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「育英事業」を「次世代育成事業」に改める。

第3条第1項中「大口町社本育英事業特別会計歳入歳出予算」を「大口町次世代育成事業特別会計歳入歳出予算」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(設置)	(設置)
第2条 本町は、 <u>次世代育成事業</u> を行うため、	第2条 本町は、 <u>育英事業</u> を行うため、大口町
大口町社本育英事業基金(以下「基金」とい	社本育英事業基金 (以下「基金」という。)
う。)を設置する。	を設置する。
(基金の積立て及び処分)	(基金の積立て及び処分)
第3条 町長は、必要があると認めるときは、	第3条 町長は、必要があると認めるときは、
大口町次世代育成事業特別会計歳入歳出予算	大口町社本育英事業特別会計歳入歳出予算
(以下「予算」という。) の定めるところに	(以下「予算」という。) の定めるところに
より、基金に追加して積み立てることができ	より、基金に追加して積み立てることができ
る。	る。
2 略	2 略